

株 主 各 位



第55回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項の 一部訂正について

平成30年7月13日に当社ウェブサイトに掲載いたしました第55回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項に一部誤りがございました。深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。なお、訂正箇所は下線を付して表示しております。

記

記載内容の訂正箇所

1. 12 ページ 10.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更 会計方針の変更

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用) および

48 ページ 8.会計方針の変更

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

【訂正前】

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）等が公表日以後適用することができるようになったことに伴い、公表日以後実務対応報告第36号を適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

【訂正後】

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）等を平成30年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

2. 13 ページ 連結貸借対照表に関する注記

【訂正前】

3. 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

投資有価証券（株式）

50 百万円

【訂正後】

3. 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

投資その他の資産「その他」（株式）

5 百万円

以上